



筑紫女学園大学リポジト

ドイツの公的年金保険における基礎年金

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2024-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斐, 海善 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000035

ドイツの公的年金保険における基礎年金

裴 海 善

The Basic Pension in Germany's Statutory Pension Insurance

Haesun BAE

はじめに

ドイツの社会保険の一つである公的年金保険（GRV: Gesetzliche Rentenversicherung）は、保険と等価原則、社会均衡原則（連帯原則）を組み合わせているのが特徴である。老齢年金の個別受給額は、個人の年金の強制加入対象である雇用期間とそれに対応する保険料支払額によって決まる。この等価原則は、子育てや家族の介護のためのキャリア中断、低賃金の短時間雇用期間、病気、失業期間は低年金につながることを意味する。特に、育児や介護などの無償労働に従事する女性の年金は高齢者基礎保障（GS: Grundsicherung im Alter）¹⁾の給付額を下回ることがよくあるので、等価原則は無制限に適用されることではなく、社会均衡原則に基づき、年金額の設定の際に配慮される（BPB: 2022）。

社会均衡原則の重要性を示す代表的な例が、2020年7月に連邦議会で可決され、2021年1月1日から施行された基礎年金手当（Grundrentenzuschlag、通称、基礎年金）である。基礎年金法（平均所得以下の公的年金保険の長期保険者及び老後の所得増加の更なる対策のための基礎年金導入に関する法律: Gesetz zur Einführung der Grundrente für langjährige Versicherung in der gesetzlichen Rentenversicherung mit unterdurchschnittlichem Einkommen und für weitere Maßnahmen zur Erhöhung der Alterseinkommen）に基づく基礎年金は（Grundrente）、新しい年金種類ではなく、また最低年金でもなく、公的年金の長期加入者でありながら年金受給額が少ない被保険者の年金額に上乘せる一種の手当である。本稿では、基礎年金額算定の基礎となる公的年金における老齢年金の計算方法と受給実態を確認するとともに、基礎年金の受給条件と受給額決定までの流れを明らかにする。

1. 老齢年金の計算方法と受給実態

1) 年金受給額の計算方法

公的年金の受給月額額は年金の受給開始日と申請する年金の種類によって異なる。年金種別受給額は年金計算公式で個人の所得点数（EP: Entgeltpunkte）、受給年齢係数（ZF: Zugangsfaktor）、年金種類係数（RAF: Rentenartfaktor）、年金現在価値（AR: Aktueller Rentenwert）の四つの要素によって決まる（SGB VI §64～§68）。この中で、受給年齢係数（ZF）、年金種類係数（RAF）、年金現在価値（AR）は年金計算時点で固定されるが、所得点数（EP）は被保険者の加入期間中の収入に基づいて計算される。

①所得点数（EP）

老齢年金の個別受給額は、「個別被保険者の強制加入の対象となる雇用期間と保険料納付額」および「各保険年度の被用者の平均給与所得に対する個別被保険者の保険料の対象になる給与所得」により直接的な影響を受ける。この生涯平均的な相対的な所得状況は、年金公式で個人の所得点数（EP）によって表現され、各被保険者の年金額を決める決定的な要素となる（SGB VI §66）。被保険者個人の年間所得が被用者全体の平均所得に相当する場合は「1EP」、平均所得の半分であれば「0.5EP」、平均所得の1.5倍であれば「1.5EP」が得られる。

保険料査定限度額（BBG: Beitragsbemessungsgrenze）は、年金保険料を計算する際に考慮する給与所得の上限額で、毎年の被保険者の所得は保険料査定限度額まで評価され、これを超える所得については保険料を支払う必要がない。2024年の年間保険料査定限度額は、旧西ドイツでは年額90,600ユーロ（月額7,550ユーロ）、旧東ドイツでは年額89,400ユーロ（月額7,450ユーロ）である。2024年までは、旧東西ドイツで異なる保険料査定限度額を適用されたが、2025年からは一律の限度額が適用される。

一方、所得点数の最高値は保険料査定限度額を平均所得額（1EP）で割ったもので、2024年の旧西ドイツの所得点数の年間最高値は「1.9974EP」である（2024年の旧西ドイツの年金保険の年間平均所得（暫定値）は年額45,358ユーロである）〈図表1〉。例えば、該当年度の給与が保険料査定限度額より高い場合は、当該年度の最高値EPが適用されるので、各年の被保険者の所得点数は当該年度の年間最高値を超えることができない（SGB VI Anlage 2b）。個人所得点数は、被

〈図表1〉 一般年金保険（all.RV）の所得点数（EP）の年間最高値（旧西ドイツの場合）

（単位：年額、ユーロ）

年度	保険料査定限度額（BBG）	平均所得額（1EP）	所得点数の年間最高値
2021年7月～ 2022年6月	84,600ユーロ	38,901ユーロ	2.1748EP（84,600/38,901）
2022年7月～ 2023年6月	87,600ユーロ	43,142ユーロ	2.0305EP（87,600/43,142）
2023年7月～ 2024年6月	90,600ユーロ	45,358ユーロ（暫定値）	1.9974EP（90,600/45,358）（暫定値）

出典：DRVb: Nr. 204, 2023, pp. 17-18, SGB VI Anlage 2b に基づき筆者作成

保険者期間全体の所得点数の合計（SEP）に受給年齢係数（ZF）をかけて決められる（ $PEP = \text{受給年齢係数 } ZF \times \text{所得点数合計 } SEP$ ）。

平均所得は、年金の所得点数（EP）の計算だけでなく、年金の繰り上げ受給を請求した場合、年金の減額を補うための追加保険料を計算するためにも使われる。また、育児期間（KiEZ）は²⁾、全体被保険者の平均所得の所得点数として評価され、毎月0.0833EP（年間1EPに相当）が得られる。育児期間中に年金保険加入が義務付けられている有給の仕事に従事した場合、強制保険料期間は追加で考慮されるが、所得点数は保険料査定限度額まで評価される（SGB VI §70）。

②受給年齢係数（ZF）

年金受給年齢係数（ZF）は、年金の繰下げによる増額（Zuschläge）または繰上げによる減額（Abschläge）の計算の際に考慮される。年金の受給開始年齢は年金種類によって異なるが、老齢年金（Altersrente）の場合、保険料納付期間（待機期間：Wartezeit）5年を満たし、年金受給開始年齢（Regelaltersgrenze）に達すると標準老齢年金（Regelaltersrente）が受給できる。標準老齢年金の受給年齢は2012年（1947年生まれ）65歳から67歳へと段階的に引き上げられ、2024年には66歳（1958年生まれ）、2031年には67歳になる。標準受給開始年齢で年金を受給すると「1.0ZF」、年金繰上げの場合は、ZFは暦月ごとに「0.003」（0.3%）低下し、繰下げの場合は、ZFは暦月ごとに「0.005」（0.5%）高まる（SGB VI §77, §264d）。

③年金現在価値（AR）

年金現在価値（AR）は、所得点数「1EP」に対する毎月の年金額を表すもので、被保険者の給与、保険料率、持続可能性要因を反映して毎年7月1日に調整される（SGB VI §65: Anpassung der Renten）。2022年7月から2023年6月までの年間平均所得43,142ユーロ（月額約3,595ユーロ）に基づく保険料により算出された老齢年金「1EP」の年金現在価値は、旧西ドイツでは月額36.02ユーロ、旧東ドイツでは月額35.52ユーロである。2023年7月からは旧東西ドイツで同じ年金現在価値が適用され、2023年7月1月～2024年6月までは37.60ARである（SGB VI §68: Aktueller Rentenwert）（DRVB: Nr. 204, 2023: 20-22）。

④年金種類係数（RAF）

年金種類係数（RAF）は、各年金種類別金額の比率をお互いに調整する機能をする。年金種類係数には8つの種類があり、例えば、老齢年金、完全就業能力低下年金（Erwerbsminderungsrenten）は「1RAF」である（SGB VI §67: Rentenartfaktor）。

2) 老齢年金受給額の計算例

まず、保険料期間の各年度の所得点数を決める。毎年の被保険者の暫定所得を当該年度の平均所得で割ると当該年度の個人所得点数になる。例えば、被保険者の2023年の年間報酬が80,000ユーロである場合、2023年の被用者全体の平均所得43,142で割ると「1.8543EP」で、個人のEPとして適用される。例えば、2024年の被保険者の給与所得が保険料査定限度額を超える場合、代わりに保険料査定限度額を入力するので、所得点数は2024年の最高値「1.9974EP」が適用される。この

ように、毎年得られた所得点数を小数点以下4桁まで計算し、保険料期間全体の所得点数EPを合計する。

年金計算では、保険料免除の算入期間（Anrechnungszeiten）も考慮される。保険料免除期間の所得点数は、計算が困難であるゆえ、所得点数の平均値が割り当てられる。ただし、すべての保険料免除期間が均等に評価されることではない。例えば、職業訓練期間は、年間平均所得点数75%（最大0.75EP）、妊娠・出産休暇による算入期間は100%（1EP）が適用される（SGB VI §58 Anrechnungszeiten）。

すべての所得点数が計算されると、個人所得点数の合計が年金計算式で使用される。例えば、被保険者が旧西ドイツ居住で、平均所得相当額で稼ぎ続け（年間1EP）、45年間の保険期間を持ち（45EP）、老齢年金を「RAF1」、年金受給年齢に達したときに開始すると「ZF1」である。ちなみに、被保険者が45年間の保険期間を持ち、平均所得相当額を稼ぎ続け（年間1EP）、保険料を納付した場合（45EP）の老齢年金を基準年金（Standardrente 又は Eckrente）という。2023年の旧西ドイツの年金現在価値（AR）は36.02ユーロであるので、2023年の基準年金の税込み月額は1,620.90ユーロになる（手取り月額は1,442.60ユーロ）。年金現在価値は毎年7月1日に変わるのので年金月額は毎年7月1日時点で調整される。また、実際に支給される年金額は、健康保険や介護保険の保険料によっても異なる。

$$\begin{aligned} \text{基準年金の月額 (Standardrente) (税込み)} &= \text{個人所得点数 (45EP)} \times \text{受給年齢係数 (1ZF)} \\ &\times \text{年金種類別係数 (1RAF)} \times \text{年金現在価値 (36.02AR)} = 1,620.90 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

3) 老齢年金受給実態

公的年金保険の2021年の年金受給者は計2,585万件で、その中で新規受給者は143万件である（図表2）。新規受給者の内訳をみると、被保険者年金が71.4%（102万件）、遺族年金（Hinterbliebenerenten）が28.6%（41万件）である。102万件の被保険者年金のうち、老齢年金59.8%、就業能力低下年金が11.6%を占める。遺族年金の場合、寡婦（夫）年金25.1%（寡婦年金19.4、寡夫年金5.7%）、孤児年金3.5%、養育年金（Erziehungsrenten）³⁾ 0.1%の順である（図表3）。

一方、2021年の新規老齢年金受給者858,400件の中で、老齢年金の種類別内訳をみると（図表4）、待機期間5年以上を満たす被保険者に支給される標準老齢年金（SGB VI §35, §235）が41.8%、待機期間35年を満たす長期被保険者年金（SGB VI §36, §236）が20.6%、待機期間45年を満たす特別長期被保険者年金（SGB VI §38, §236b）が31.3%、その他0.2%である。

公的年金を受給している受給者の性別、受給月額別占める割合をみると（2020年7月時点）、受給件数計2,100万件の中で、女性の受給者は、旧西ドイツでは45.7%（男性34.4%）、旧東ドイツでは11.5%（男性8.4%）で、東西ドイツ共に女性受給者が男性受給者より多い（図表5）。これは、遺族年金受給者数が男性に比べて女性が西ドイツでは11.7倍、旧東ドイツでは4.6倍多いことを反映しているからで、老齢年金受給者のみ比べると（旧西ドイツの場合）、男性43.1%、女性37.6%を占める。

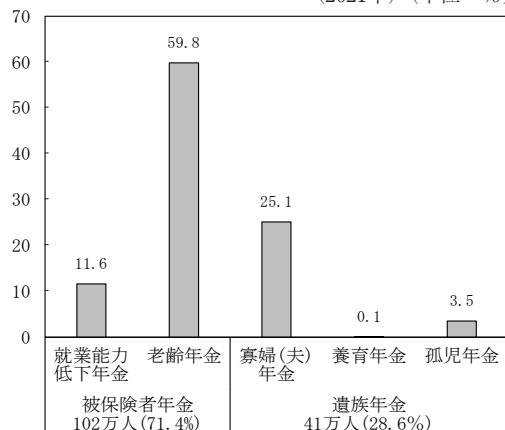
〈図表 2〉一般年金保険 (all.RV)

被保険者 (年金受給者を除く) (2023年 7月 1日～2024年 6月30日)		
	旧西ドイツ	旧東ドイツ
強制加入対象	ドイツで常住している16歳以上の人	
任意加入者	16歳以上の人で公的年金の強制加入対象ではない人	
基準所得額 (Bezugsgröße)	月額3,535ユーロ (年額42,420)	月額3,465ユーロ (年額41,580)
平均所得額 (暫定値)	月額3,780ユーロ (年額45,358)	月額3,728ユーロ (年額44,732)
保険料査定限度額 (BBG)	月額7,550ユーロ (年額90,600)	月額7,450ユーロ (年額89,400)
	★2025年から旧西・旧東ドイツで、均一のBBG適用	
保険料率	18.6% (労使折半)	
最低・最高保険料月額	最低月額100.07ユーロ 最高月額1,404.30ユーロ	最低月額100.07ユーロ 最高月額1,385.70ユーロ
任意加入者保険料月額	最低100.07～最高1,404.30ユーロで選択	最低100.07～最高1,385.70ユーロで選択
強制加入自営業者・職人の標準保険料月額	657.51ユーロ	644.49ユーロ
ミニジョブ ミディジョブ 保険料率	ミニジョブ (月收入額538ユーロ、年額6,456ユーロまで) → 加入義務 (保険料の自己負担3.6%、事業主負担15%) ミディジョブ (月收入額538.01～2000ユーロまで) → 加入義務 (保険料は報酬に応じて軽減)	
年金現在価値 (AR)	37.60ユーロ (2023年 7月 1日から旧西東ドイツで均一のAR適用)	
所得代替率	所得代替率下限: 2020年までには46%、2030年まで43%を下回ってはならない	
年金受給者 (基準日: 2021年12月31日)		
受給開始年齢	2012年から、65歳 (1947年生まれ) から67歳へと段階的に引き上げ。2031年67歳	
受給要件	標準老齢年金: 待機期間 5年以上	
年金受給者	合計2,585万件: 被保険者年金2,032万件 (78.6%)、遺族年金553万件 (21.4%)	
年金種類別割合	老齢年金受給者: 71.6% (平均月額993ユーロ) 就業能力低下年金受給者: 7.0% (平均月額877ユーロ)	
遺族年金	寡婦 (夫) 年金: 20.2% (月額652ユーロ)、養育年金: 0.03%、孤児年金: 1.10%	
年金受給期間	男性18.5年、女性22.0年 (2021年)	
年金所得の税負担	2024年新規受給者: 控除16%、年金の84%は課税対象 (既存の受給者は83%のまま)	

出典: DRVB: Zahlen und Tabellen der gesetzlichen Rentenversicherung-Werte West 2022, DRVB: Ergebnisse auf einen Blick 2023, DRVB: Aktuelle Daten 2023, DRVB: Wichtige Änderungen in der Rentenversicherung zum 1. Januar 2024, に基づき筆者作成

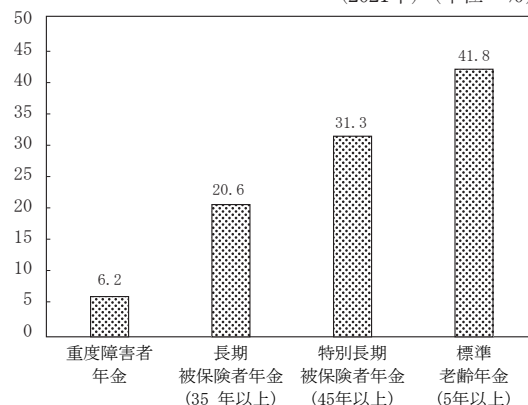
〈図表 3〉新規年金受給者の年金種類別内訳

(2021年) (単位: %)



〈図表 4〉老齢年金の新規受給者の年金種類別内訳

(2021年) (単位: %)

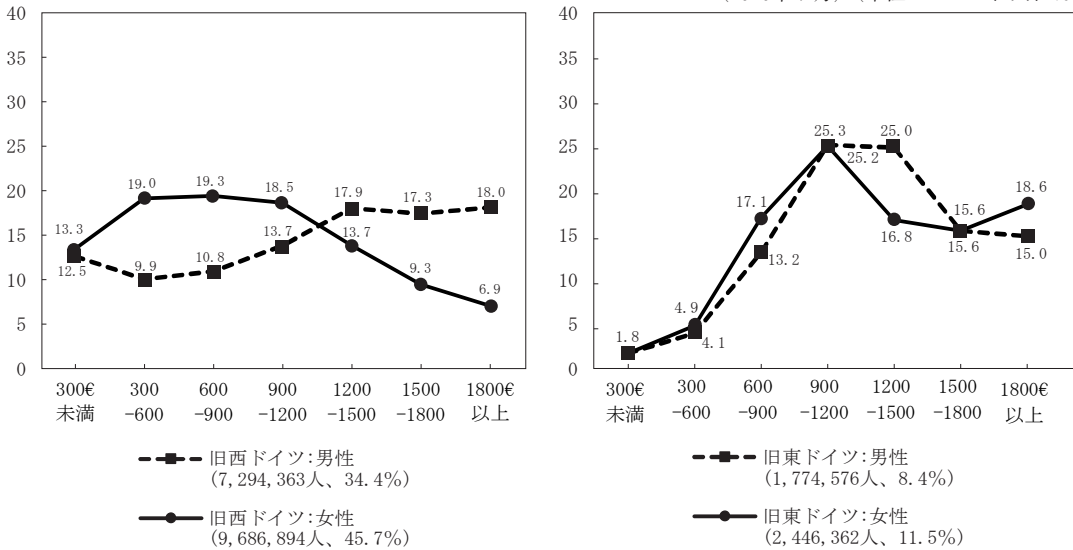


出典: DRVB: Ergebnisse auf einen Blick, 2023

出典: DRVB: Altersrenten im Zeitablauf, 2022

〈図表5〉 公的年金受給者（複数の受給者含む）の年金月額別・性別占める割合

(2020年7月) (単位：ユーロ、人、%)



出典：www.deutsche-rentenversicherung.de

注：1) 年金受給者には、就業能力低下年金、遺族年金等の複数受給者を含めている。

2) 遺族年金受給者数に孤児年金受給者数は含まれていない。

3) 年金額は公的健康保険と介護保険 (KVdR、PVdR) の自己負担額を差し引いた金額である。

ドイツ統計局の定義では、中位所得の60%未満を貧困危険水準とみなしているが、一人当たり月額で約900ユーロ、世帯人員別には単身世帯の場合、月額1,145ユーロである（2021年11月時点）。〈図表5〉は公的年金受給者（複数の受給者含む）の月額別、性別占める割合を示している。月額900ユーロ未満の年金受給者は、旧西ドイツでは、男性33.2%、女性51.6%であり、旧東ドイツでは男性19.1%、女性23.8%である。月額1,800ユーロ以上の女性受給者は旧西ドイツでは女性の6.9%に過ぎないが、旧東ドイツでは女性の18.6%を占める。全体的に旧西ドイツに比べて旧東ドイツの女性の年金額が高い理由は、旧東ドイツの女性はパートタイムで働く人が少なく、男女の賃金格差も旧西ドイツに比べて小さいからである。

2. 基礎年金の受給条件と受給額決定までの流れ

1) 受給条件（被保険者の加入期間と所得限度）

超高齢社会であるドイツでは、人口の高齢化と共に高齢者の貧困と低年金額が問題である。ドイツ統計局のデータによれば、2021年の老齢年金の平均給付月額は993ユーロである。2022年10月から適用される法定最低賃金の時給は12ユーロで、45年間フルタイムで働いた場合、予定される年金額はわずか860ユーロである。公的年金の加入期間が長いながら、平均賃金以下の低賃金で長年間働いたため、または、子育てや介護等の無給の仕事に従事したため年金額が少ない年金受給者の給付の改善を図り老後の生活を改善する目的で、2021年1月1日から基礎年金が施行された。

基礎年金は公的年金に上乗せる手当で、年金給付の種類に関係なく、老齢年金、就業能力低下年金、遺族年金だけでなく、離婚した元夫が死亡した場合の養育年金も対象であり、また、新規年金受給者だけでなく、既存の年金受給者も対象である。遺族年金に基礎年金を上乗せる場合は、死亡した被保険者の保険履歴が基礎年金の受給条件を満たしているかを審査する（DRVB: No. 210, 2023: 45）。また、高齢者基礎保障（GS）と市民手当（Bürgergeld）を受給している人も受給可能である。ただし基礎年金額は年金受給者に一括適用することではなく、それぞれの被保険者の保険期間と給与所得に基づいて計算されるので、基礎年金を受給するためには、年金保険の加入期間と所得額に関しての2つの重要な要件を満たさなければならない（SGB VI §76g: Zuschlag an Entgeltpunkten für langjährige Versicherung）。

(1) 基礎年金期間

公的年金の加入期間の中で、基礎年金の算定に考慮される期間は基礎年金期間（GZ: Grundrentenzeit）と呼ばれ、基礎年金を受給するためには「最低33年以上」の基礎年金期間が必要である。基礎年金期間が33年であれば基礎年金の一部、35年であれば基礎年金の満額が適用される。

基礎年金期間に含まれるのは、①強制保険料期間（年金保険加入が義務付けられた雇用と自営業、兵役期間、兵役代わりの社会奉仕服務期間（Zivildienst）を含む）、②育児期間（KiEZ）（子が1992年以後生まれの場合は36か月、1992年以前の生まれの場合は30か月）、③子供の満10歳までの子育て配慮期間（KiBüZ）、④1992年1月1日から1995年3月31日までの介護配慮期間（Pflegeberücksichtigungszeiten）、⑤親族の介護による強制保険料期間、⑥疾病給付金（Krankengeld）やリハビリによる経過給付（Übergangsgeld：労災のときに労災保険を支給）の受給期間、⑦保険料自己負担の低額報酬雇用期間（通称、ミニジョブ）、⑧雇用維持手当（Unterhaltsgeld）、統合助成金（Eingliederungszuschuss）、操業短縮手当（Kurzarbeitergeld）⁴の受給期間が強制保険料期間または算入期間（Anrechnungszeiten）である場合、⑨補充期間（Ersatzzeiten：例えば、旧東ドイツ（DDR）における兵役期間や政治的投獄期間）である。

なお、次の期間は年金加入期間に含まれても基礎年金期間には含まれない：①失業給付 I（Arbeitslosengeld I）、失業給付 II（Alg II、通称 Hartz VI）または失業扶助（Arbeitslosenhilfe）、市民手当（Bürgergeld）の受給期間、②任意保険料納付期間、③学校・大学での修学期間、④老齢年金開始後の保険料納付期間、⑤年金均等化（Versorgungsausgleich）または年金分割（Rentensplitting）により得た月数、⑥妊娠期間（Schwangerschaftszeiten）、⑦ミニジョブ（月額538ユーロ、2024年）の年金保険料の自己負担が免除された期間⁵、⑧就業能力低下年金（EM-Rente）と遺族年金（HB-Rente）の加算期間（Zurechnungszeit：就業能力低下年金と遺族年金の増額のための追加保険料期間）である（DRVB: No. 210, 2023: 4, BMAS: Jan. 2023, SGB VI §76g）。

(2) 基礎年金算定期間（基礎年金期間の所得の制限）

基礎年金を受給するためには、就業期間中の所得が多すぎても、少なすぎてもいけない。基礎年金期間の中で、被保険者の所得が下限値（Untergrenze）と上限値（Obergrenze）を満たす期

間が基礎年金算定期間（GBZ: Grundrentenberechnungszeit）となる。算定期間は、被保険者が公的年金保険加入者の平均所得（税込み）の「30%以上80%以下」で働いた期間で、所得が非常に低い期間（平均所得の30%未満）と非常に高い期間（平均所得の80%超）は、基礎年金の計算には含まれない。

平均所得は毎年調整される。2024年（暫定値）の場合、平均所得は旧西ドイツでは月額約3,780ユーロ（年額45,358ユーロ）、旧東ドイツでは月額3,728ユーロ（年額44,736ユーロ）である。旧西ドイツ居住の被保険者である場合、所得月額が約1,134ユーロ（旧東ドイツでは1,118ユーロ）未満の期間と約3,024ユーロ（旧東ドイツでは2,982ユーロ）を超える期間は基礎年金の計算に含まれない。基礎年金計算の下限値である年間所得の30%は最低賃金（Mindestlohn: 2024年1月から時給12.41ユーロ⁶⁾）でえられる平均所得月額である。平均所得の30%未満の期間を基礎年金の算定に含めないのは、被保険者の月収が非常に少ない場合、これは主収入ではなく、副収入として見なされるためである。

ミニジョブの月収上限は最低賃金に基づいているので（最低賃金の時給を適用）、最低賃金⁷⁾が引き上げられるとミニジョブの月収上限も引き上げられる。2024年1月からミニジョブ（Minijobs）の所得月額上限値は538ユーロ（年間上限6,456ユーロ）である。ミニジョブ期間の月収は平均所得の30%未満であるゆえ、ミニジョブ期間は基礎年金期間には含まれるが、基礎年金手当の計算には含まれない。従って、ミニジョブ期間だけでは基礎年金はもらえない。ミニジョブより給与所得が高いミディジョブ期間（報酬月額が538.01ユーロから2,000ユーロまで）は手当を受給する可能性がある。

2) 基礎年金の計算方法

(1) 基礎年金の計算方法

基礎年金は非常に複雑なステップを踏んで計算される。まず、被保険者の基礎年金期間から得られた所得点数（EP）を確認する。平均所得の所得点数は「1 EP」であるので、被保険者の基礎年金期間の中で、年間所得点数が「0.3EP 以上～0.8EP 以下」である期間のみ基礎年金の計算に反映される。従って、年間平均所得の30%（0.3EP、月0.025EP）は、手当計算の下限値、年間平均所得の80%（0.8EP、月0.0667EP）は上限値となる。全ての基礎年金算定期間を平均して、年間0.8EP（月0.0667EP）未満であれば、基礎年金が受給できる。

被保険者の33年以上の基礎年金期間の中で、年間所得点数の下限値「0.3EP（月0.025EP）」に達したすべての期間の平均 EP を計算し、その平均 EP を 2 倍にする。次に、平均所得の30%以上から80%未満の基礎年金期間から得られた平均 EP は、個人の基礎年金期間の長さに応じて、EP の異なる最高値（Höchstwert）が適用される。基礎年金期間が基礎年金受給のために必要な最低期間である「33年」である場合、全体被保険者の年間平均所得の40%（年間0.4EP）が上限値である。基礎年金期間が1カ月追加されるごとに、この限度は段階的に引き上げられ、基礎年金期間が34年であれば60%（0.6EP）が上限値となり、35年であれば年間平均所得の最高値である80%

〈図表 6〉基礎年金期間（GZ）に基づく最高所得点数

基礎年金期間	33年 (396ヵ月)	33年 3ヵ月	33年 6ヵ月	33年 9ヵ月	34年	34年 3ヵ月	34年 6ヵ月	34年 9ヵ月	35年 (420ヵ月)
最高 EP	0.4EP 月0.0334	0.45EP	0.5EP	0.55EP	0.6EP	0.65EP	0.7EP	0.75EP	0.8EP 月0.0667

出典：SGB VI §76g-4: Zuschlag an Entgeltpunkten für langjährige Versicherung

注：基礎年金期間の月当たり年間最高所得点数は「0.01667EP」（月0.001389）ずつ高まる。

(0.8EP、月0.0667EP) が適用され、基礎年金の満額が受給できる〈図表 6〉。

このようにして算出された所得点数の上限値と個人の基礎年金期間の平均所得点数の差額から12.5%が差し引かれる。その値に被保険者の基礎年金期間を乗算するが、最大35年（420ヵ月）である。得られた基礎年金 EP を年金現在価値（AR）に換算すると、基礎年金の月額になる（DRVB: No. 210, 2023: 10, BMAS: Jan. 2023）。

（2）基礎年金の計算例

基礎年金の計算は、各暦月の手当を1ヵ月ずつ評価するが、以下の計算例では、簡単にするために、全体年金期間のみを考慮している〈図表 7〉。例 1 の A さんの場合、旧西ドイツで40年間タイピストとして勤めた。最初の15年間はパートタイムで働き、年間平均0.28 EP を取得した。その後の25年間はより多く働き、年間平均0.6EP を取得した。A さんは約656ユーロの標準老齢年金

〈図表 7〉基礎年金の計算例

	例 1（A さん）	例 2（B さん）	例 3（C さん）
居住地域	旧西ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
就業期間	• 15年間の平均0.28EP → 手当計算には含まれない • 25年間の平均0.6EP	40年	34年
被保険者の平均 EP ①		0.72EP	0.55EP
標準老齢年金月額	656ユーロ	985ユーロ	621ユーロ
基礎年金期間	35年以上	35年以上	34年
基礎年金期間の EP 上限値② (基礎年金期間によって異なる)	0.8EP	0.8EP	0.6EP
被保険者の平均 EP ① × 2	0.6EP × 2 = 1.2EP 個人 EP 上限値を超える ので、上限0.8EP を適用	0.72EP × 2 = 1.44EP 個人 EP 上限値を超える ので、上限0.8EP を適用	0.55EP × 2 = 1.1EP 個人 EP 上限値を超える ので、上限0.6EP を適用
EP 上限値② - 平均 EP ① = ③	0.8EP - 0.6EP = 0.2EP	0.8EP - 0.72EP = 0.08EP	0.6EP - 0.55EP = 0.05EP
③ - 12.5% = ④	0.2EP - 12.5% = 0.175EP	0.08EP - 12.5% = 0.07EP	0.05EP - 12.5% = 0.0438EP
④ × 基礎年金期間 = 手当 EP	0.175EP × 25年 = 4.375EP	0.07EP × 35年 = 2.45EP	0.0438EP × 34年 = 1.4892EP
基礎年金 EP × 現在価値月額 = 基礎年金月額（非課税）	4.375EP × 37.60ユーロ = 164.5ユーロ	2.45EP × 37.60ユーロ = 92.12ユーロ	1.4892EP × 37.60ユーロ = 55.96ユーロ
基礎年金込み年金月額 (税込み)	820.5ユーロ	1077.12ユーロ	676.96ユーロ

出典：DRVB: Nr. 210, 2023: 8-14に基づき筆者作成

注：1）例 2 の B さんは、年間平均0.72EP、35年以上基礎年金期間により、手当は月額92.12ユーロである。例 3 の C さんは、年間平均0.6EP、34年の基礎年金期間により、手当は月額55.96ユーロである。

2）年金現在価値（AR）月額：37.60EP（2023年7月1日～2024年6月30日）。

(Regelaltersrente) を受給している。

Aさんの基礎年金期間は「35年以上」なので、基礎年金期間に応じた所得点数は最高値である0.8EPが適用される。最初の15年間は、年間0.3EP未滿を取得したため、所得点数の下限値に達しておらず、この期間の所得点数は基礎年金計算には含まれない。その後の25年間は平均0.6EPを取得しているので下限値0.3EPを超えている。平均0.6EPはAさんに適用される上限値0.8EPを下回っているため、この25年間から基礎年金が算出される。

まず、Aさんの年間平均所得点数0.6EPを2倍にすると1.2EPとなる。これは、個人の上限值0.8EPを超えているため、計算には上限値0.8EPが適用される。上限値0.8EPとAさんの平均0.6EPの差は0.2EPである。この値から12.5%を引くと、0.175EPとなる。基礎年金の計算には25年間の期間が考慮されるので、Aさんの基礎年金EPは、「25年×0.175EP = 4.375EP」となる。このEPに年金現在価値を乗じてユーロに換算すると（2023年7月1日～2024年6月30日の年金現在価値は37.60ユーロ）、基礎年金額は、「4.375EP×37.60ユーロ = 約164.5ユーロ」となる。従って、Aさんは老齢年金月額656ユーロと基礎年金月額164.5ユーロを合わせて月額で約820.5ユーロの老齢年金を受給することになる。

例2のBさんの場合は、就業期間40年で、年間所得点数0.72EPを取得しており、標準老齢年金の月額985ユーロを受給している。就業期間は基礎年金期間35年以上であるので、基礎年金期間の所得点数の上限値0.8EPが適用され、老齢年金月額656ユーロと基礎年金月額92.12ユーロを合わせて月額1,077.12ユーロを受給する。例3のCさんは、旧東ドイツで34年間働き、年間平均所得点数は0.55EPである。基礎年金期間34年の場合の所得点数の最高値0.6EPが適用され、標準老齢年金月額621ユーロと基礎年金月額55.96ユーロを合わせて、毎月676.96ユーロを受給する（DRVB: No. 210, 2023: 8-14）。

3) 基礎年金と所得調査

基礎年金の場合、高齢者基礎保障（GS）で実施する貧困調査（Bedürftigkeitsprüfung）は行われないが、基礎年金受給額を決定するための所得調査（Einkommensprüfung）は毎年行われる。受給者の所得が法律で定められた控除額を超える場合、基礎年金額は減額される。基礎年金は所得調査の所得には含まれない。

年金保険機関はすべての年金受給者が基礎年金の条件を満たしているかを確認し、受給条件を満たす場合、次の段階として、税務当局と共同で包括的所得調査を行う。基礎年金受給者の総所得は通常、税務当局が計算し、その情報がドイツ年金保険に自動的に通知されるので、基礎年金を受給するための所得申告は必要なく、年間所得の変化があっても届ける必要がない。

ただし、キャピタルゲイン（株式や債券など、保有している資産を売却することによって得られる売買差益）は、預金者定率（Sparerpauschbetrag）である1,000ユーロ、夫婦の場合は2,000ユーロ（2024年）⁸⁾を超える場合、またこれが納税所得に含まれていない場合、年金受給者が年金保険に報告する必要がある（DRVB: No. 210, 2023: 18-20）（DRVB HP）。公的年金保険および農

業者老齢保険 (landwirtschaftlichen Alterskasse) からの年金、公務員年金と同等の給付額、専門職年金保険の給付額、その他の老後保障年金などの所得は、納税所得として税務当局から伝送されなかった場合は年金保険機関が独自で算出する (DRVB HP: F & A)。

各個人が受給する基礎年金の受給額は所得調査により毎年の1月1日から見直される。基礎年金は前々年度の所得から計算される。税務当局は秋に一昨年の所得を登録するが、その時点でまだ不明な場合は、一昨々年度の所得を登録する。例えば、2023年1月1日からの基礎年金額のため、税務当局は2022年の秋に所得調査を行うが、この時、一昨年である2020年の所得データを登録する。従って、2023年1月1日からの基礎年金は2020年からの所得から算出される。税務当局は、常に1年分のデータを報告するが、基礎年金は毎月支払われるため、年収を12で割り、年収の12分の1が算入される (DRVB: No. 210, 2023: 2, DRVB HP: F&A)。

4) 所得控除の限度額と基礎年金の減額

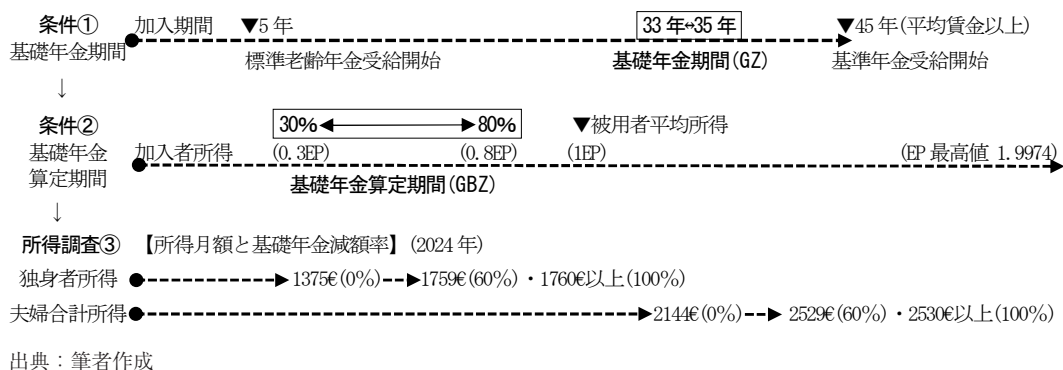
基礎年金の計算方法に基づいて決められた基礎年金額は、所得調査により所得が一定限度 (控除額: Freibetrag) を超えると減額となり、手当の一部または全額が受給できなくなる。非課税所得は、基礎年金から差し引かれない: 「ミニジョブ収入 (平均月額538ユーロまで非課税)」 「ボランティア活動からの収入」 「失業給付・傷病手当金・その他の非課税の賃金代替給付」 「失業給付 II (Alg II)・社会給付・社会扶助 (Sozialhilfe)・住宅給付 (Wohngeld)・盲人手当 (Blindengeld)」 「法定介護手当を超えない家族の介護から得た収入」 「預金者の定率 (Sparerpauschbetrag) を下回るキャピタルゲイン」 等 (DRVB: No. 210, 2023: 18-19, DRVB HP: F&A)。

所得控除の限度額は、独身者であるか、夫婦 (または登録パートナーシップ) であるかによって異なり、夫婦は二人の合計所得が対象となる。2023年7月から2024年6月の場合、独身者の所得月額1,375ユーロ (ARの36.56倍)、夫婦は2,144ユーロ (ARの56.07倍) までは減額率0%で、基礎年金の全額が支給される。この控除額を超えれば所得10ユーロごとに手当が6ユーロ (60%) 減額となり、所得が1,760ユーロ以上 (夫婦は2,530ユーロ以上) であれば、基礎年金の全額が減額となる。所得調査は毎年実施されるので、基礎年金の一部または全額が減額されても年度によっては支給されることもある。

例えば、独身者で、所得月額が1,450ユーロである場合、2024年6月までの控除上限額は1,375ユーロである。上限額を超える所得月額「 $1,450 - 1,375$ ユーロ = 75ユーロ」の60%、即ち、45ユーロ (75ユーロの60%) が基礎年金額から差し引かれる。夫婦の合計所得月額が2,600ユーロである場合、上限額を超える所得月額「 $2,529 - 2,144$ ユーロ = 385ユーロ」の60% (231ユーロ) と「 $2,600 - 2,529 = 71$ ユーロ」が基礎年金額から差し引かれる。従って、夫婦は、2024年6月までにはそれぞれの基礎年金額から302ユーロ (231 + 71ユーロ) が差し引かれる (DRVB, No. 210, 2023: 15-17に基づき筆者計算)。

控除額は年金現在価値 (AR) に連動するので、年間の年金調整で年金額が高まると、控除額も高まる。基礎年金の受給条件を満たし、また所得調査後に基礎年金が生じる場合、年金とともに

〈図表 8〉基礎年金手当の受給額決定までの流れ



〈図表 9〉基礎年金の所得控除額限度と基礎年金減額率

(単位：%、ユーロ)

	独身者所得			夫婦合計所得		
	0%	60%	100%	0%	60%	100%
2021年1月～ 2022年6月	1,250€ まで	1,251～1,600€	1,601€ 以上	1,950€ まで	1,951～2,300€	2,301€ 以上
2022年7月～ 2023年6月	1,317€ まで	1,318～1,686€	1,687€ 以上	2,055€ まで	2,056～2,424€	2,425€ 以上
2023年7月～ 2024年6月	1,375€ まで	1,376～1,759€	1,760€ 以上	2,144€ まで	2,145～2,529€	2,530€ 以上

出典：BMAS, Soziale Sicherung im Überblick, 2021: 187 (DRVB: No. 210, 2023: 15-17) を参考に筆者作成

支給されるので基礎年金を受給するための申請は必要ない。新しい年金通知書は、実際に基礎年金が受給できる人にもみ届くので、年金受給者が基礎年金の要件を満たしていなければ通知書は届かない。

2022年7月1日から2023年6月30日までのAR月額を適用すると（旧西ドイツで36.02ユーロ、旧東ドイツ35.52ユーロ）、当該期間の基礎年金の最高月額は旧西ドイツでは441ユーロ、旧東ドイツでは435.12ユーロで、平均月額は約86ユーロである（DRVB: No. 210, 2021: 21-22, BMAS HP: 20, Jan. 2023）。

終わりに

ドイツでは2007年に65歳以上の人口が総人口に占める割合が20%を超え「超高齢社会」になった。高齢化率は2022年22.12%であり、2030年には24.9%になる見通しである（DRVB: Okt. 2023）。人口の高齢化とともに公的年金の受給期間が長くなり⁹⁾、高齢者の貧困と低年金が社会的問題となっている。2021年1月1日から基礎年金法が施行され、条件を満たす低額年金受給者は高齢者基礎保障（GS）を上回る年金を定期的に確実に受け取ることができるようになった。基礎年金は、33年（396か月）以上にわたって保険料を納付したにも関わらず、平均所得の3割から8割までの月収で働いたため、少額の年金しか受け取っていない年金受給者が対象であり、満額の基礎年金

は基礎年金期間が35年（420月）である場合のみ適用される。また、所得調査により、2024年の場合、単身者の場合、月額所得が1,375ユーロ未満（夫婦の場合2,144ユーロ）であれば基礎年金全額が支給されるが、これを超えると減額となり、1,760ユーロ（夫婦の場合は2,530ユーロ）を超えれば基礎年金はもらえない。

基礎年金は申請する必要がなく、税務当局と年金保険が連携して自動的に算出して決定する。2021年7月中旬頃から2022年末まで、税務当局と年金保険は毎月約12万件の新規の年金受給者に加え、約2,600万件の既存の年金受給者の年金口座も確認し、基礎年金の受給権者を決定した。2021年7月中旬から2021年末まで、まず新規の年金受給者、高齢者基礎保障（SGB XII: Grund-sicherung）又は住宅手当（Wohngeld）のような社会給付金の受給者の請求権を優先的に調べられた。また1992年以前に年金が開始された年金生活者も審査の対象となった。2022年2月からは、1992年からの年金受給者の請求権審査が行われた。2022年末までにすべての年金受給者の審査が行われたが、その際、最高齢者の審査が優先的に行われ、年少者へと段階的に行われた（DRVB HP: F & A）。

年金保険のデータによると、約2,600万件の年金受給者の中で、約4.2%に相当する約110万件の年金受給者に基礎年金が上乘せされた。基礎年金の受給者の約70%が女性である（DRVB: Nr. 204, 2023）。女性の受給者が多いのは、子育てや介護等、無給の仕事に従事した期間が基礎年金期間に含まれると共に、女性は男性より平均所得以下の低額報酬で働く人が多いからで、基礎年金により高齢女性の貧困率を下げる効果が期待される。

注

- 1) 高齢者基礎保障（GS）は、SGB XII（社会扶助）の第4章「高齢者基礎保障」が根拠法で、標準年金受給年齢の高齢者（2023年時点で66歳以上）が対象であり、租税が財源である。資力調査により、個人の困窮の程度によって、所得と資産が最低生計費に満たない場合、必要な扶助を行う（裴海善：2024年1月）。
- 2) 育児期間（KiEZ: Kindererziehungszeiten）は、子供が1992年1月1日以後生まれであれば、一人の親に（主に母親）子供一人当たり3年間（1992年前生まれは子供一人当たり30か月まで）が年金保険記録において全体被保険者の平均所得で保険料を納付したと評価される期間で、育児のために有給労働が困難であった母親に老齢年金の請求権を与えるとともに年金受給時に年金額を直接高める効果がある。複数の子供の同時養育期間は延長されるので、2人の子を養育する場合は育児期間が6年となり、標準老齢年金の受給権（加入期間5年以上）が得られる。大まかな計算として、子供が1992年1月1日前生まれであれば「2.5EP」、1992年以後生まれであれば「3EP」が得られる。育児期間の保険料は連邦政府が全額負担しており、育児期間は両親休暇（Elternzeit: 子供の満2歳までの36か月間の育児休業期間）の取得期間にかかわらず、常に算入される。一方、子育て配慮期間 KiBüZ: Kinderberücksichtigungszeiten）は、子が満10歳になるまでの期間が一人の親に割り当てられる。子育て配慮期間は年金額計算の際に、育児期間のようにそれ自体が年金額を直接上げる効果はないが、子育てにより生じた保険期間の空白を埋めることによって、年金種類によっては年金請求に必要な待機期間に合算され、年金額の有利な評価

につながる（婁海善：2023年8月）。

- 3) 離婚した元妻が子供を養育する場合、元夫が死亡し、子供が18歳未満であれば養育年金を受給することができる。
- 4) 雇用維持手当は、訓練または追加教育措置に参加する際に支給される報酬代替手当である。統合助成金は、長期失業、就業能力低下、高齢等により、通常の業務に制約のある労働者が採用された場合、その使用者に対しての助成金である。操業短縮手当は、企業の経済的な理由などによる一時的に操業短縮の場合、労働者の雇用の継続し、解雇を避けることを目的に、一定の条件を満たす労働者に対し、雇用機関が支給する。
- 5) ミニジョブは、月収入額が538ユーロ（2024年）までの従事者で、公的年金保険が加入義務であるが、免除申請は可能である。保険料免除を希望する場合は、事業主に免除を申請し、事業主はミニジョブ本部に届け出する必要がある。年金保険以外の他の社会保険は加入義務ではない。年金保険の保険料は自己負担3.6%、事業主15%で、年金保険加入義務で、ミニジョブ従事者の申請により、加入義務対象から免除されても、事業主は年金保険料15%を納付しないとけない。
- 6) ドイツでの法定最低賃金の導入は2015年からで、委員会は労働組合と事業主の代表各3名、学者2名、委員長1名、計9名で構成されている。2022年10月に最低賃金は時給12ユーロで、連邦統計局によれば、ドイツの従業員のはほぼ4人に1人（約930万人）は、時給（税込み）14ユーロ未満の低賃金である。2023年6月26日、最低賃金委員会は最低賃金を2024年1月1日から12.41ユーロに、2025年1月1日から12.82ユーロに引き上げることを決定した（<https://www.dgb.de/Mindestlohn:01.01.2024>）。
- 7) ミニジョブ時給が最低賃金より高い場合、ミニジョブの最大労働時間もそれに依って短縮される。2024年1月1日以降の最低賃金が12.41ユーロなので、ミニジョブは月に約43時間働き続けることができる。
- 8) 2023年1月には、年間キャピタルゲインが非課税となる預金者の定率（Sparerpauschbetrag）が大幅に増額されました。独身者の場合、2003年から801ユーロから1,000ユーロ、一緒に評価される配偶者は1,602ユーロから2,000ユーロへと高まった。
- 9) 旧西ドイツの場合、受給期間は1971年に男性10.5年、女性13.0年であったが、2021年には男性18.5年、女性22年で、50年間、男性は8年、女性は7年長くなった（DRVB: Rentenatlas, 2022）。

参考文献

（日本語）

婁海善「ドイツの公的年金保険における子育て支援：育児期間（KiEZ）と子育て配慮期間（KiBüZ）を中心に」筑紫女学園大学『人間文化研究所年報』第34号、2023年8月

婁海善「ドイツの高齢者基礎保障制度」筑紫女学園大学『研究紀要』第19号、2024年1月

（ドイツ語）

Bundesministerium der Justiz (BMJ) & Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch (SGB) Sechstes Buch (VI), Gesetzliche Rentenversicherung (<https://www.gesetze-im-internet.de>)

Bundesministerium für Arbeit und Soziales (BMAS), Antworten auf die wichtigsten Fragen zu Grundrente, 20. Januar 2023 (<https://www.bmas.de>)

Bundeszentrale für politische Bildung (BPB), Renten nach Zahlbetrag (GRV) (<https://www.bpb.de>)
Bundeszentrale für politische Bildung (BPB), Alterssicherung in Deutschland, 2022 (<https://www.bpb.de>)
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Zahlen und Tabellen der gesetzlichen Rentenversicherung-Werte West (ohne Knappschaft) (Juni. 2023): 21. Dez. 2022
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Rentenatlas 2022
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Altersrenten im Zeitablauf 2022
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Aktuelle Daten 2023
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Rente: So wird sie berechnet- alte Bundesländer - 33
Auflage Nr. 204, Januar 2023
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Ergebnisse auf einen Blick 2023
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Grundrente: Zuschlag zur Rente, 2 Auflage, Nr. 210, Juni
2023
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Rentenversicherung in Zeitreihen, Oktober 2023
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Wichtige Änderungen in der Rentenversicherung zum 1.
Januar 2024 (<https://www.deutsche-rentenversicherung.de>)
Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), Fragen und Antworten zum Grundrentenzuschlag
(<https://www.deutsche-rentenversicherung.de>)

謝辞：本研究は、2024年度筑紫女学園大学特別研究助成費による研究成果の一部である。

(ベ・ヘション：アジア文化学科 教授)

